

(案)

令和 4 年 1 1 月 日

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の運営について

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成 1 4 年宮城県条例第 4 1 号。以下「条例」という。）第 1 7 条第 1 0 項の規定により、審議会の運営に関し、以下のとおり定めるものとする。

（意見の聴取等）

1 審議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（関係者又は専門家の指名）

2 前条の規定に基づき出席を求める関係者又は専門家は、会長が指名するものとする。